

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第17号

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
(準用規定)			(準用規定)		
第145条 事業に関する売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、財務規則第3章の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第145条 事業に関する売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、財務規則第3章の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
(略)			(略)		
第72条	(略)	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。） <u>第21条の13第1項第1号</u>	第72条	(略)	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。） <u>第21条の14第1項第1号</u>
第72条の2第1項、第73条及び第74条	(略)	政令第21条の13第1項第 <u>3号及び第4号</u>	第72条の2第1項、第73条及び第74条	(略)	政令第21条の14第1項第 <u>3号及び第4号</u>
第74条	(略)	政令第21条の13第1項第 <u>8号</u>	第74条	(略)	政令第21条の14第1項第 <u>8号</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。